



2020. 1. 31

「しずぎん後見支援預金」の取扱を開始

静岡銀行（頭取 柴田 久）では、成年後見制度を利用されているお客さまの財産保護を目的として、「しずぎん後見支援預金」の取扱を開始しますので、その概要をご案内します。

1. 目的

○成年後見制度を利用されているお客さま（被後見人）の財産のうち、日常生活に必要な金銭とは別に、使用しない金銭をお預け入れいただく専用口座としてご利用いただけます。

本商品は、家庭裁判所が発行する「指示書」に基づいて静岡銀行が入出金等取引を行うことで、成年後見制度を利用されているお客さまの財産をお守りします。

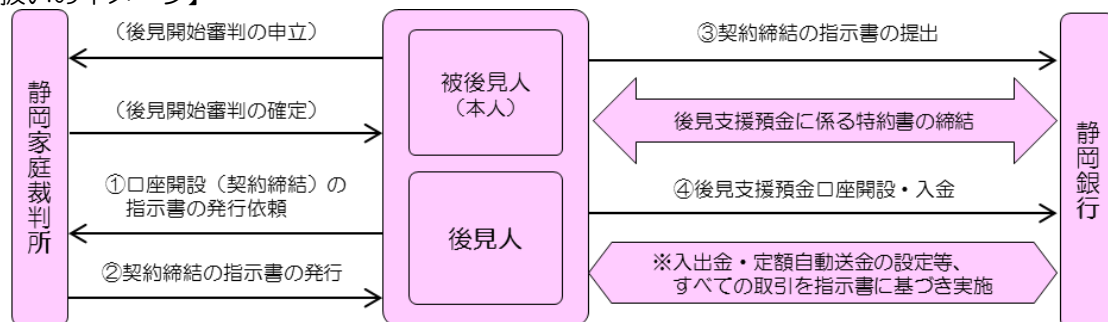
2. 取扱開始日 2月10日（月）

3. 取扱店 静岡県内の全営業店 147 店舗

4. 商品概要

商品名	しずぎん後見支援預金
対象者	後見人が選定されている成年被後見人で、静岡家庭裁判所(本庁・支部・出張所)から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
預金種類	普通預金 ※口座開設時に「しずぎん後見支援預金に係る特約書」を締結いただきます
預入・払戻方法	家庭裁判所の指示書に基づき、口座開設店にて預入・払戻を行います (家庭裁判所の指示書に基づき、毎月一定額の払戻(定額自動送金)が設定できます)
口座開設手数料	11,000 円(消費税込)
利 息	普通預金の店頭表示金利を適用します
主な終了事由	・家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約のお申し出があった場合 ・成年被後見人のお客さまが死亡した場合や、後見開始取消審判の確定があった場合等、法定後見制度の対象外となった場合 ・管轄する家庭裁判所が静岡家庭裁判所(本庁・支部・出張所)以外となった場合 など

【お取扱いのイメージ】



SHIZU-GIN